

町県民税の一部を変更

地方税法の改正により、今年度の町県民税の一部が変わります。改正の主な内容は以下のとおりです。

《老年者控除の廃止》

▼対象 65歳以上で、合計所得金額が1,000万円以下の方
 【改正前】老年者控除48万円
 【改正後】廃止

《老年者の非課税措置の廃止》

▼対象 65歳以上で、合計所得金額が125万円以下の方
 【改正前】非課税
 【改正後】廃止
 (段階的措置を経て、課税)

《老年者の段階的課税》

これまで非課税措置の対象であった方(平成17年1月1日現在において65歳以上で合計所得金額が125万円以下の方)は次のように課税されます。

| | 均等割 | 所得税 |
|----------|------------|----------------|
| 平成17年度まで | 非課税 | 非課税 |
| 平成18年度 | 町民税 1,000円 | 所得割の2/3を減額して課税 |
| | 県民税 300円 | |
| 平成19年度 | 町民税 2,000円 | 所得割の1/3を減額して課税 |
| | 県民税 600円 | |
| 平成20年度まで | 町民税 3,000円 | 所得割 全額課税 |
| | 県民税 1,000円 | |

※税法改正等により変更になることがあります。

《妻の均等割非課税》

▼対象 均等割の納税義務を負う夫と生計を一つにする妻
 【改正前】非課税
 【改正後】今年度より全額課税

《妻の均等割段階的課税》

| | 町民税 | 県民税 |
|----------|-------------|-------------|
| 平成16年度まで | 非課税 | 非課税 |
| 平成17年度 | 半額課税 1,500円 | 半額課税 500円 |
| 平成18年度から | 全額課税 3,000円 | 全額課税 1,000円 |

《定率減税の見直し》

【改正前】所得割額の15%(上限4万円)を減税
 【改正後】所得割額の7.5%(上限2万円)を減税



◎問い合わせ
 税務課 ☎内線254

木造住宅の耐震診断に補助

木造住宅の耐震診断の補助を行います。

①対象住宅

- ・建築物の所有者が自ら居住しているもの
- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
- ・地上2階建以下(地階を要しないもの)の在来軸組工法によるもの

②補助額

延べ床面積(㎡)×1,000円×2/3(上限額は40,000円)

③補助対象者

- ・町の指定した設計事務所により耐震診断を行う者
- ・町税等を完納している者

④申請書の配布

6月7日(水)から

⑤申請書受付期間

7月3日(月)～10月31日(火)

⑥予定件数

15件
 応募者多数の場合は、先着順など選考基準により選出します。詳細については、問い合わせください。

◎問い合わせ

まちづくり課 ☎内線242

住宅耐震改修に伴う

固定資産税の減額

平成18年1月1日～平成27年12月31日までに耐震改修を行った住宅で、次の要件を満たす場合は、次の要件を満たす場合3年間、家屋の固定資産税の2分の1が減額されます。

▼対象要件

- 昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、耐震改修したもの
- 耐震改修工事完了した日から原則として3カ月以内に申告したもの
- 減額対象面積120㎡まで



○現行の耐震基準に適合と証明

◎問い合わせ
 税務課 ☎内線255

空き巣に注意!!

県内の空き巣被害は減少傾向にありますが、大磯警察署管内では4月末までに41件(前年と比べ8件増)が発生し多発傾向にあります。

空き巣は、これまで国道1号沿いで多発していましたが、最近では広範囲で被害に遭っています。警察では、地域住民との合同パトロールや防犯教室を実施し注意を呼びかけていますが、被害現場を検証すると、戸締りをしていない住宅もあり、また、屋内で空き巣犯と出くわすと犯人は強盗に変身する恐れがあるため大変危険です。

被害に遭わないために次のことを実践してください。

- ・鍵をかける。
- ・窓、ドアには補助錠をつける。
- ・洗濯物は夜まで干さない。
- ・夜間は台所等の電灯を点けたままにする。
- ・外出は近所に一声かける。
- ・防犯カメラを設置する。
- ・家に現金、貴金属を置かない。

※湘南ケーブルテレビの「情報カフェ!湘南館」(2ch)で犯罪発生状況を放送しています。

◎問い合わせ
 ・大磯警察署 ☎(72)0110
 ・地域協働課 ☎内線266